

# 調布市教育大綱（仮称）

<素案>

平成27年11月

調 布 市



# 目 次（構成案）

|     |                                |   |
|-----|--------------------------------|---|
| 1   | 調布市教育大綱                        | 1 |
| (1) | 調布市教育大綱の基本的な考え方                | 1 |
| (2) | 調布市教育大綱の基本方針                   | 2 |
| 2   | 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ            | 4 |
|     | 連携テーマ1 子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実 | 5 |
|     | 連携テーマ2 安全・安心な学校づくりの推進          | 6 |
|     | 連携テーマ3 学校施設の整備の推進              | 7 |
|     | 連携テーマ4 学校・家庭・地域の連携による教育支援      | 8 |
|     | 連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進     | 9 |

## (1) 調布市教育大綱の基本的な考え方

調布市教育大綱の策定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の教育目標・基本方針はもとより、調布市教育プラン・調布市総合計画に掲げた施策との整合を図るとともに、市長が定める教育に関する根本的な方針という観点から、教育を取り巻く今日的な課題や教育が果たすべき役割とその意義等について、総合教育会議において協議しました。

教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。

調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、基本方針を定めるものとします。

また、調布市教育大綱の基本方針を踏まえて、市長と教育委員会が連携して取り組むテーマについて、その基本的な方向性を示します。

調布市教育大綱の対象期間は、市長の任期との連動性を考慮し、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

なお、子どもたちを取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、総合教育会議の協議を経て、必要に応じて見直すものとします。

## (2) 調布市教育大綱の基本方針

子どもは調布の「宝」，「未来への希望」であり，私たちは，調布の子どもたちが，緑と水に恵まれた自然や，家庭，学校及び地域のつながりの中で，夢を持って健やかに成長して欲しいと願っています。

そして，子どもたち一人ひとりが生命を大切にし，人の尊厳を重んじ，自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが重要です。

そのためには，子どもたちが，豊かな心と確かな学力，健やかな体の調和に基づいた「生きる力」をより一層育み，社会の変化に主体的に対応し，未来へ飛躍していけるよう大人たちが支えていく必要があります。

また，まちづくりの観点からも教育は極めて重要であり，家庭や地域，学校・行政機関は，それぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携，協力し，教育環境の充実に取り組んでいかなければなりません。

この調布に生まれ，育ち，教育を受けるすべての子どもたちが，幸せに暮らし，社会の一員としていきいきと生きることができるよう，私たち大人は子どもたちにとっての最善の教育を追求していきます。

こうしたことを踏まえ，調布市教育大綱では，次の3つの基本方針を定めます。

### 基本方針1

学校教育においては，調布の子どもたちが，徳・知・体の調和のとれた成長と，国際化，情報化の進展など，社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向けた施策を推進します。

### 基本方針2

行政においては，調布の子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう，安全確保に関わる取組を推進するとともに，学校施設の老朽化対策などを推進し，次代を担う子どもたち一人ひとりにとって安全で安心な教育環境の整備を図ります。

### 基本方針3

家庭・地域社会においては，調布の子どもたちが，生涯にわたって，より豊かで充実した生活を送ることができる社会の実現に向け，学校，家庭，地域住民が，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携，協力しながら，調布の教育を共に支えていくことを目指します。



## 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ

---

## 連携テーマ1 子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実

### 【基本的な方向性】

いじめ・不登校・虐待・問題行動・貧困問題など、子どもたちを取り巻く諸課題への対応に向け、子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実に取り組みます。

### < 現状と背景 >

◇いじめは人の尊厳を侵害する大きな人権問題であり、調布市では、平成19年に、『子ども 夢 すこやか まちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～を行っています。また、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」を策定しました。さらに、いじめ問題の解決や未然防止に向け、児童・生徒向けリーフレットの配布や教員向け手引を作成したほか、全校配置を行っているスクールカウンセラーによる相談などに取り組んでいます。今後も、命を大切に、人権を尊重する教育を一層推進していく必要があります。

◇経済格差の進行により、教育格差の再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しています。いじめや、不登校、貧困など多様な要因から、学校における「学び」に困難を抱える子どもたちに対し、一人ひとりの「個」に応じた様々な支援を図る必要があります。

◇人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組める教育環境が求められています。

## 連携テーマ2 安全・安心な学校づくりの推進

### 【基本的な方向性】

防災教育や食物アレルギー対策の推進，通学路等の安全対策など，子どもたちの安全確保に関わる取組を実施し，安全・安心な学校づくりを進めます。

### < 現状と背景 >

◇子どもの安全・安心については，防災教育の日の実施や食物アレルギー対策の推進，通学路等の安全対策等様々な取組を行っています。今後も，安心して学ぶことができる教育環境の整備や関係機関との連携を通じて，子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。

◇調布市では，平成24年に発生した食物アレルギーによる事故の再発防止に向けた取組方針を策定し，様々な取組を進めています。また事故を風化させないために，毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と位置付け，市立小・中学校全校において，食物アレルギーの正しい理解を中心に，豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実に取り組んでいます。

◇学校の内外で起きる様々な事件・事故，災害や新たな感染症等による児童・生徒の被害を最小限に止められるよう，これまでの事故等の教訓を生かして，日頃の生活安全指導や安全教育の充実，情報共有の徹底を図るなど，子どもたちの安全の確保を第一に，学校と教育委員会が一体となって，危機管理に取り組むことが求められています。

## 連携テーマ3 学校施設の整備の推進

### 【基本的な方向性】

学校施設の老朽化・長寿命化対策など、だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進めます。

### < 現状と背景 >

◇調布市の小・中学校は、児童・生徒数が増加傾向にあります。適切な学習環境の確保のためには、将来的な児童・生徒数の動向や各学校への特別支援教室の設置等を踏まえながら、学校施設の整備を計画的に行っていく必要があります。

◇学校施設は、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い建設した施設が多くを占め、老朽化対策が喫緊の課題となっています。そのため、各施設の耐用年数のほか、劣化状況の調査を踏まえた公共建築物維持保全計画により適切な予防保全に取り組んでいます。

◇学校施設は、子どもや市民の学習の場であるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割や避難所としての役割を担っています。施設整備に当たっては、教育人口推計や学校の運営状況、施設の利用状況や管理状況などを十分に考慮するとともに、避難所機能の充実やバリアフリー化などの観点を踏まえ、地域の実情に応じた計画的な整備を実施していく必要があります。

**【基本的な方向性】**

学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

**< 現状と背景 >**

◇家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力を努めることが求められています。

◇東日本大震災の教訓から、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められているとともに、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければなりません。

◇少子高齢化の進行や都市化の進展、ライフスタイルの多様化などに伴い、地域コミュニティの希薄化や、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることから、地域社会における幅広い世代の学習活動を支援することが求められています。

## 連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

### 【基本的な方向性】

オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等の学習の推進を通して、国際理解を深めるとともに、児童・生徒の運動やスポーツへの関心や親しみを高めるため、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

### < 現状と背景 >

- ◇2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、調布市に立地している味の素スタジアム及びその周辺施設では、バドミントンや7人制ラグビー、サッカーや自転車ロードレースなどの開催が予定されています。さらに、その前年の2019年には、ラグビーワールドカップの開会式及び開幕戦が味の素スタジアムで開催されることが決定されました。世界最大級のスポーツイベントが2年連続調布市で開催されることとなったことから、様々な観点から市のまちづくりへの波及効果を総合的に目指す中で、スポーツへの関心や親しみを高める教育環境づくりが重要です。
- ◇2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、児童・生徒がスポーツにより心身の調和のとれた発達を遂げること、大会の歴史や意義、世界平和に果たす役割等を正しく理解することが大切です。東京都教育委員会では、世界の国々の文化や歴史を学び、国際理解を深めるとともに、児童・生徒の体力向上を目指して、オリンピック・パラリンピック教育を推進しており、平成27年度は調布市立小・中学校全校が推進校として指定されています。
- ◇調布市の各学校では、体験や活動を通して子どもたちに夢や感動、勇気を与え、地域の特性を踏まえて、心身ともに調和のとれた発達を促す学習機会となるよう、特色あるオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。

